

各市町村長様
各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70~74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について 総務課 税務課

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

・憲法、地方自治法等の法の趣旨に沿って、町民が健康で文化的な生活が送れるよう、介護、福祉、医療など社会保障施策の充実に向けて努力してまいります。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

・国の施策に準じて実施していきます。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

・愛知県地方税滞納整理機構は、県内を6ブロックに分け、知多ブロックを愛知県知多地方税滞納整理機構として平成23年4月1日に設置されました。

機構の設置目的は、県と市町村が協働して個人住民税を始めとした市町村民税等の滞納整理を推進し、参加市町村の税務職員の徴収技術の向上を図ることです。

税金滞納者の実情は把握した上で、高額滞納や徴収困難な案件について機構に引き継いでおります。納期限前に納税される大多数の納税者の税に対する信頼を失わないためにも、税の公平性を確保するため取り組んでおりますのでご理解いただきたいと思います。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について 住民福祉課

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

・生活保護の相談・申請があれば県に進達しており、県が支給決定を行っています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

・生活保護のしおり等についても県が作成している中で、自動車の保有については「要相談」と記載されています。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

・現時点では考えていません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

・正規職員については必要に応じて人事担当に要望していく。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

・現時点では考えていません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

・現時点では考えていない。

2. 安心できる介護保障について 住民福祉課 保険課 健康推進課

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

・法により所得に応じて10段階とし、町独自の制度は設けていません。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

・法のとおりの減免とし、町独自の制度は設けていません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

・法のとおりの減免とし、町独自の制度は設けていません。

★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

・現時点での実施は、考えていません。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

・国県の補助事業を利用する事業者がいれば、町として国県への補助申請を行う。また、助成制度は考えていません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。ま

た委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

・法定人数により職員を配置しています。委託費については、包括にて予算要望書を提出してもらい適切に行ってています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

・県等が主催する会議の他、知多南部2市4町共同により事業者間の連絡協議会及び従事者の資質の向上を図るため研修会を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

・現行の施策を充分に活用し、実施していきたい。

★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

・現行の施策を充分に活用し、実施していきたい。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

・地域サロンは現在11カ所に設置されているが、設置初年度に必要とされる物品等現物支給や技術的援助をし、立ち上げを支援しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

・今後、町営住宅の建て替え等を行う場合は、バリアフリーを前提に整備をしていきたい。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

・配食サービスは昼食を対象に週5回以内で実施している。会食は生きがいデイサービス・地域サロンで実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

・現時点では考えていません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

・介護認定者で障害者認定と同レベル以上の者を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

・対象者に送付しています。

3. 福祉医療制度について 保険課 住民福祉課

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

・現在の制度の存続を予定しています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

・H23中学卒業の3月まで(15歳に達した最初の3月31日まで)に拡大しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

・H25年10月より精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者に対して全疾病に拡大しています。(償還給付)

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当

面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

・一人暮らし非課税者を対照とし、その他の人は対象としていません。

4. 高齢者医療などの充実について 保険課

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

・愛知県後期高齢者医療広域連合が実施しているハガキでお知らせしています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

・愛知県後期高齢者医療広域連合の要綱のとおり引用しています。

5. 子育て支援などについて 健康推進課 学校教育課 学校給食センター 防災安全課 住民福祉課

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

・契約している内容については、無料で受診できるように助成しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

・就学援助は生活保護基準の1.3倍で対応しています。また、申請の受付は市町村窓口と学校のどちらでも対応しております、民生委員の証明は不要です。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

・学校給食の無料化については今のところ考えておりません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

・県が実施する検査計画、出荷制限品目に注視し、県の指示、要請を忠実に厳守して安全な学校給食運営に努めます。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

・避難所に指定しているのは主として小中学校であり、平常時の学校教育に影響を及ぼすような改修工事等は、現在予定していません。

・女性の着替えや授乳等、プライバシー確保を可能とする間仕切り装備の整備を検討したいと考えています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

・美浜町要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の早期発見に努めると共に、関係機関等と連携し児童虐待予防に努めます。また、事務負担等を考慮した適正な職員配置を人事担当に要望していきます。

6. 国保の改善について 保険課

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

・県下、国民健康保険制度の広域化が進んでいます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

・保険税は平成20年度に6割、4割軽減を7割・5割・2割軽減とし、適用の拡充する改正を行いました。減免制度については現行どおりでご理解ください。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

・均等割減免は考えておりません。

- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
 - ・現行どおりの減免制度と考えます。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
 - ・平成24年4月1日から減免の規定を改正し拡充したため、現行の減免規定適用と考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - ・福祉医療該当者へは、短期証を発行しています。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
 - ・給付の制限はしていません。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
 - ・短期証の発行を考えます。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
 - ・無保険者にならないよう、滞納者へは納税相談の案内通知をし、来庁面談の機会を設けています。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。
 - ・減免等の取扱要綱に基づき実施します。制度周知については検討中です。

7. 障がい者・児施策の拡充について 住民福祉課 保険課 防災安全課

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
 - ・法に基づいて実施しており、無料は考えていません。
- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
 - ・原則として上限は定めているが、必要に応じて個別に対応しています。
- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
 - ・近隣市町の状況を踏まえ、検討していきたい。
- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
 - ・法の趣旨に基づき、介護保険を優先しています。
- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
 - ・現時点では考えていません。
- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特

別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

・現時点においては、各施設に対する避難所としてのバリアフリー化は予定していませんが、財政面での問題、平常時の使い勝手等を念頭においての今後の検討課題だと考えます。

避難所に指定しているのは、前述のとおり主として小中学校であり、福祉避難所としての機能を持たせることは予定していませんが、現在介護系2箇所、障害系5箇所と災害時における要援護者の避難施設に関する協定を締結しています。

これらは、平常時においても介護系及び障害系の福祉施設として運営されている施設の協力を得たものですから、当該施設の能力及び設備に関して可能な範囲で、要援護者対応をできるものであります。

今後も協定の締結施設が増加するよう努力していきたいと考えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

・改正された災害対策基本法においては、作成された避難行動要支援者名簿の平常時における共有には、本人の承諾が必要です。

広報等で周知し、同意を得られるよう努力していきたいと思います。

・なお、福祉圏間等との共有は、現時点では考えていません。

8. 健診事業について 健康推進課

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

・特定健診については無料。がん検診については、一部自己負担があります。がん検診の無料クーポン対象者や歯周疾患健診について、特定の年齢対象者は無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

・30歳代を対象に一部自己負担で実施しています。

9. 予防接種について 健康推進課

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

・現在実施していません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

・一部自己負担で実施しています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

・一部自己負担で実施しています。ただし、妊婦の夫は対象にしていません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書 住民福祉課 保険課 健康推進課

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

・意見書・要望書を提出することは考えていません。

②消費税増税を中止してください。

・意見書・要望書を提出することは考えていません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

- ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
 - ・義務教育終了時までは国の制度としていただけるよう町村会を通じて要望したいと考えています。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書 住民福祉課 保険課 健康推進課

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。

(3) 医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。
 - ・意見書・要望書を提出することは考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書 保険課

- ・意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上